



IESBA

International Ethics Standards Board for Accountants  
AN IFEA BOARD

# 基準の概要： サステナビリティ保証 に関する国際倫理基準 (IESSA)



2025年1月



## IESSAの目的

サステナビリティ保証業務の実施者の倫理的行動及び独立性に関するグローバル・ベースラインを確立することにより、保証を受けたサステナビリティ情報に対する社会の信頼を強化する。

### なぜIESSAが開発されたのか？

IESSAは、透明性、関連性及び信頼性を備えたサステナビリティ情報を支える保証を求める強い社会的要請に応えるものである。



本文書は、IESBAのサステナビリティ保証のための国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）（International Ethics Standards for Sustainability Assurance™（including International Independence Standards）™（IESSA™）について解説している。IESSAは、そのバックグラウンドにかかわらず、全てのサステナビリティ保証業務の実施者に適用可能な強固な倫理と独立性の枠組みを提供している。

本基準の概要は、IESBA®スタッフが情報提供のみを目的として作成したものであり、IESSAの一部を構成するものではない。本文書は、IESBA国際倫理規程（国際独立性基準™を含む。）（以下「IESBA倫理規程」という。）を修正するものでも無効にするものでもなく、IESBA倫理規程の本文のみが公式文書である。本文書を読んだとしても、IESSA又はIESBA倫理規程を読むことの代替にはならない。

近年におけるサステナビリティ情報に対する市場及び社会の需要の急増



容易に利用可能なサステナビリティ情報（その情報に関する報告が義務化されたものを含む。）の急速な増加



発展途上のシステムやプロセスを用いた報告の分野の進化がもたらす、不正（グリーンウォッシュを含む。）や誤謬のリスクの高まり



保証の対象となり得るサステナビリティ情報に対する公共の利益における切迫したニーズの高まり



倫理は信頼できるサステナビリティ保証の基盤である。

独立性を保持した保証は、信頼できるサステナビリティ開示の基礎である。

サステナビリティ情報は、投資家による資本配分だけでなく、その他の利害関係者による意思決定をサポートするために、金融機関、顧客、供給業者、従業員、政府、規制当局、その他利害関係者によって、より一層利用されるようになっていく。



### IESSAの適用日及び経過措置:

- IESSAは、**2026年12月15日**以後に開始する期間、又は**2026年12月15日**以後の特定の日のサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務から適用される。
- バリューチェーン構成単位で保証業務の作業が行われる際に適用可能な規定の適用日を、**2028年7月1日**以後開始する期間、又は**2028年7月1日**以後の特定の日のサステナビリティ情報に関するサステナビリティ保証業務に延期するオプションがある。
- 早期適用は可能であり、また推奨されている。



## IESSAの主な特徴

### サステナビリティ保証 倫理及び独立性に関する規定

特定の職業に限定されない基準  
(全ての業務実施者)

IESSAは、監査事務所、適合性評価機関や、その他の業務実施者などを問わず、全てのサステナビリティ保証業務の実施者が利用できるように設計されている。

独立した基準  
(IESBA倫理規程新設パート5)

IESSAは、IESBA倫理規程のパート5において自己完結しており、サステナビリティ保証業務(SAE)の特殊性を認識し、これに対応するカスタマイズされた基準で構成されている。

財務諸表監査に関する規定との  
同等性

IESSAは、国際独立性基準 (IIS) の適用範囲内のSAEについて、IESBA倫理規程に基づき、財務諸表監査に適用されるのと同じ高い水準の倫理基準と独立性を定めている。

いかなるフレームワークにも  
対応する基準

IESSAは、サステナビリティ情報の作成や保証に使用されるフレームワーク、基準及び適切な規準に関係なく適用することができる。

## IESSAはどのような質的特徴を持っているのか？

IESBAは、公共の利益のフレームワーク<sup>2</sup>(PIF)を活用し、IESSAにおける公共の利益への対応の指針とした。  
IESSAは次のことを示している：

IESBA基準全体との  
一貫性

拡張性

及び様々な利害関係者への  
影響の比例性

品質を犠牲にすることなく、  
特定されたニーズに遅延なく  
対応することによる**適時性**

サステナビリティ情報の性質と  
特徴に合わせて設計された  
基準との**関連性**

サステナビリティ事項を  
網羅した**包括性**

IESBA倫理規程の構成と  
起草方針を使用することによる  
**明瞭性と簡潔性**

要求事項と適用指針を明確に  
区別することによる  
**実行可能性と執行可能性**

<sup>1</sup> 職業会計士のための国際倫理規程 (国際独立性基準を含む。)

<sup>2</sup> <https://ipiob.org/document/Public-Interest-Framework-2020.pdf>

## IESSAの範囲

### 倫理基準

(セクション5100-5390)

次のものに適用される：

全てのSAE及び

同じサステナビリティ保証業務の依頼人に提供された他の専門業務

### 国際独立性基準(IIS)

(セクション5400-5600)次の要件を満たすSAEにのみ適用される。

- 一般目的の報告の枠組みに従って報告されるサステナビリティ情報
- その報告が：
  - 法令等により要求されている、又は
  - 投資家やその他の利用者の意思決定を支援するために開示される。

現行のIESBA倫理規程パート4BのIISは、パート5のIISの範囲に含まれないその他全てのSAEに適用される。



## IESBA倫理規程の用語集 – 重要な用語



### サステナビリティ情報

サステナビリティ事項についての情報である。

サステナビリティ事項とは、環境、社会及びガバナンス又は法令等や関連するサステナビリティ報告の枠組みにおいて記述されている若しくは事業体が決定したその他のサステナビリティに関する事項を指す。

定義は：

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）のISSA™ 5000における用語の定義と完全に一致し、相互運用可能である。これは、IESBAとIAASB間の広範な調整を経たものである。<sup>3</sup>
- 意図的に幅広く、十分な汎用性があるため、異なる報告基準や保証基準と恒久的に相互運用可能である。
- サステナビリティ事項を説明する上で、法令若しくは規制上の、又は自主的な枠組みが果たす主要な役割を指摘している。
- IESBA倫理規程の目的に照らしサステナビリティ情報とみなされる可能性があるものの例示を、網羅的ではないが、含んでいる。



### サステナビリティ保証業務(SAE)

サステナビリティ情報に対する想定利用者の信頼度を高めるための結論を表明するために十分かつ適切に証拠を入手するための業務である。IESSAは、合理的保証業務と限定的保証業務の両方に適用される。

### IESSAにおけるIISの適用範囲外のSAE

パート5のIISの対象外となるSAEは、IESBA倫理規程のパート4BのIISの対象となる。

- 職業会計士（PA）は、引き続きパート4Bを適用しなければならない。
- PAではないサステナビリティ保証業務の実施者（SAPs）は、パート4Bを遵守することが推奨される。

<sup>3</sup> 国際サステナビリティ保証基準™ 5000 (ISSA 5000) サステナビリティ保証業務の一般要求事項

## IESSAの主な要素

財務諸表監査に適用される倫理・独立性基準と同等であるという大前提に基づき、IESSAのIISの適用範囲内のSAEに、同等の高い水準の倫理的行動及び独立性の基準が適用される。

したがって、IESBAは、IESBA倫理規程のパート1からパート4Aまでと同等のものをIESSAとして策定した。当該アプローチは、SAPに期待される行動基準を確立する倫理に関する5つの基本原則と、そのような基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処を行う概念的枠組みの適用に基づいている。IESSAは、一部の限定された例外を除いて、SAPの倫理的行動や独立性に対する阻害要因を生じさせる可能性のある同一の利害関係や状況を取り扱っている。

同時に、IESSAは、財務情報と比較して潜在的に異なる報告バウンダリー（すなわち、事業体のバリューチェーンからのサステナビリティ情報の報告）や、異なる主題など、SAEのサステナビリティ関連の特殊性についても言及している。



国際会計士連盟（IFAC®）がIESBAと共同で作成した「[Exploring the IESBA Code](#)」シリーズを参照。

本シリーズには、IESBA倫理規程の特定の側面に焦点を当て、IESBA倫理規程の内容を含む関連リソースにアクセスできる便利なリンクが含まれている。



### 職業会計士（PA）に対する注記：

- パート5の各項は、IESBA倫理規程のパート1からパート4Aまでの対応する項の採番に従っている。
- 本文書では、パート1からパート4Aまでの倫理及び独立性の規定と異なる、又は追加的なIESSAの規定を強調し、説明している。



### 職業会計士（PA）ではないSAPに対する注記：

- パート5は、IESBA倫理規程に含まれる独立した一つの基準である。これは、IESBA倫理規程に精通していない非職業会計士であっても、SAEに関する全ての要求事項及び適用指針を1か所で確認できることを意味する。
- パート5でカバーされていない全ての専門業務については、非職業会計士に対してIESBA倫理規程のパート1からパート4Bまでの適用が推奨される。
- IESSAの一貫した適用を支援するための非公式ガイダンスは、追って提供される予定である。

## 法令違反への対応 (NOCLAR)

### IESBA倫理規程におけるNOCLARに関する規定(パート2及びパート3)

IESBA倫理規程には、依頼人又は雇用主による違法行為（違法行為への対応™又はNOCLAR®）の事実又は疑いを知った場合に、公共の利益のためにどのような対応策を取るべきかについて、職業会計士（組織所属の職業会計士（PAIB）についてはセクション260、会計事務所等所属の職業会計士（PAPP）についてはセクション360）に指針を示す枠組みが既に含まれている。

NOCLARとは、依頼人又は雇用主（経営者、依頼人若しくは雇用主のために作業を行う者、又はその指示の下で作業を行う者を含む。）によって行われる、法令又は規制に反する不作為又は作為の行為を指し、故意又は過失を問わない。

NOCLARの規定の対象となる法令又は規制とは、依頼人又は所属する組織の財務諸表（及び現在ではサステナビリティ情報）に直接影響を与える、又はその事業に重要若しくは根本的な影響を与えるものを指す。

### IESSAにおけるNOCLAR：

SAPには次の事項が求められている：

- 関連する法域における（実際の又は疑わしい）NOCLARへの対処に関する法令又は規制を理解し、遵守すること。
- 依頼人の監査人が自身と同じファームに所属している場合、（実際の又は疑わしい）NOCLARを監査人に報告する。ただし、法令又は規制で禁止されている場合は除く。
- 依頼人の監査人が同じネットワーク、又は異なるファーム若しくはネットワークに所属している場合、（実際の又は疑わしい）NOCLARを監査人に報告することを検討すること。ただし、パート5に定める要因に従う\*。

SAPは、次の事項を求められていない。

- バリューチェーン事業体を含む第三者によるNOCLARについて、NOCLARに関する規定を適用すること。ただし、NOCLARに関するガイダンスは、このような状況への対応方法を検討する際に役立つ可能性がある。
- 同じ依頼人の他のSAEを実施している他のSAPに（実際の又は疑わしい）NOCLARを伝えること\*。

### PAに対する注記:

上述のIESSAにおける新たな要求事項に加え、

- **IESBA倫理規程パート2** – パート5のIISの範囲内のSAEを実施している所属する組織内のSAPに対しても、（実際の又は疑わしい）NOCLARを報告するかどうかを判断する上級PAIBに対する新たな要求事項。当該要求事項は、そのような業務が公共の利益の観点から監査業務と同等の業務であるため規定されている。
- **IESBA倫理規程パート3** – IESSAの要求事項を反映した、監査人に対する新たな要求事項
  - パート5のIISの範囲内のSAEを実施している依頼人のSAPが自身と同じファームに所属している場合、（実際の又は疑わしい）NOCLARをSAPに報告する。ただし、法令又は規制で禁止されている場合は除く。
  - パート5のIISの範囲内のSAEを実施している依頼人のSAPが自身と同じネットワーク、又は異なるファーム若しくはネットワークに所属している場合、（実際の又は疑わしい）NOCLARをSAPに報告することを検討する。ただし、規定に定められた要因に従う。



NOCLARに関する詳細は、次のIESBA文書を参照のこと：

[FACT SHEET  
AT A GLANCE](#)



\* パート5に含まれる監査人及び他のSAPを含む第三者とのNOCLARのコミュニケーションの必要性について考慮することは、経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任である。

## 非倫理的な行動を迫られるプレッシャーへの対処

SAPは、他者からのプレッシャーを許容したり、他者にプレッシャーを与えたりすることで、IESBA倫理規程の基本原則の遵守に対する違反を招いてはならない。IESSAには、セクション5270が含まれており、SAEに特有な様々な状況で発生する可能性のあるプレッシャーに対応し、解決に向けて対処するための枠組みを業務実施者に提供している。これらのプレッシャーは、SAEのパフォーマンスを低下させ、結果としてそのような業務に対する社会の信頼を損なう可能性がある。



プレッシャーは明示的又は暗示的であり、次から生じる可能性がある。

- サステナビリティ保証業務の依頼人
- ファーム内、例えば、同僚や上司
- サステナビリティ保証業務の依頼人又はファームの外部組織又は個人。例えば、供給業者、顧客、貸主など。
- 社内外の目標及び期待

IESSAは、プレッシャーの例を示しており、SAEに関するグリーンウォッシュへの関与を促すプレッシャーも含まれている。例えば、次のようなものである。

- 実施した保証手続から入手した証拠によって裏付けられていないサステナビリティ情報について意見を表明するように迫られるプレッシャー
- 依頼人のサステナビリティ目標や実績がどのように認識されるかに影響を与えるために、SAEの範囲を不適切に変更するよう迫られるプレッシャー
- 依頼人が作成し保証業務の対象となる将来予測情報で使用されている戦略関連の前提条件に関して、質問をしないよう迫られるプレッシャー



### PAに対する注記：

上述のとおり、SAEにおいて生じる可能性がある特定のプレッシャーに関するIESSAの新しい指針がある。

## グループサステナビリティ保証業務

IESBAは、少なくともサステナビリティ報告及び保証を義務付ける法令及び規制が施行された当初の数年は、サステナビリティ報告及び保証は、グループとして事業を展開する事業体に主に焦点が当てられるであろうと考えた。さらに、一部のサステナビリティ報告の枠組みでは、既に連結ベースでの報告が要求されている。

したがって、IESBAは、グループ監査業務に適用可能なIESBA倫理規程の現行基準に相当する、グループSAEに関する具体的な規定をIESSAに規定した。IESSAにおけるグループSAEに関する規定は、IAASBとの緊密な連携により策定され、ISSA 5000と完全に整合している。

**IESSAのセクション5405では、以下に適用される独立性に関する考慮事項を規定している：**

- グループサステナビリティ情報に対して意見を表明するグループサステナビリティ保証業務の実施者であるファーム
- グループSAEの目的のために保証手続を実施し、グループサステナビリティ保証業務を実施するファームがその作業に十分かつ適切に関与できる他のファーム（構成単位の業務実施者）<sup>4</sup>
- グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファーム及び構成単位の業務実施者における、グループサステナビリティ保証業務チームの構成員

セクション5405では、グループSAEの目的で、依頼人の報告バウンダリー内の事業体、事業単位、機能又は事業活動（構成単位）のサステナビリティ情報について保証作業を行う場合の特定の独立性の要求事項も定めている。IESSAはISSA5000におけるグループ構成単位及びバリューチェーン構成単位の決定と整合している。

### グループ構成単位

報告事業体のグループ財務諸表に含めることが要求される構成単位

### バリューチェーン構成単位

報告事業体のバリューチェーンにおける構成単位で、グループ財務諸表に含まれないもの



適用可能なサステナビリティ報告のフレームワークでは、バリューチェーン事業体からの情報も含むようにサステナビリティ情報を拡大することを要求される場合もある。このようなサステナビリティ情報は、IESSAの目的上、グループサステナビリティ情報となる。

<sup>4</sup> 構成単位の業務実施者に適用可能な独立性に関する考慮事項は、当該構成単位の業務実施者がグループサステナビリティ保証業務の実施者であるファームのネットワークの内部にあるか外部にあるかによって異なる。



### バリューチェーン構成単位で実施される保証作業

IESBAは、報告事業体とそのバリューチェーンとの関係、及びバリューチェーンからの情報入手に関連する課題を認識している。そのため、IESSAは、バリューチェーン構成単位において実施される保証作業に適用可能な独立性の検討事項について、バランスの取れた現実的なアプローチを採用している。IESSAには、「構成単位において保証作業を実施する」という概念の意味を説明するガイダンスも含まれている。この概念は、構成単位に関する独立性の要求事項の適用可能性を推進するものである。

バリューチェーン構成単位に関するIESSAの独立性の規定は、グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファーム又は構成単位の業務実施者が、グループSAEの目的で当該構成単位で保証作業を実施する場合にのみ適用される。

バリューチェーン構成単位に関する報告状況の変化と規制環境の進展を踏まえ、IESBAは、バリューチェーン構成単位で実施する保証作業に適用可能な独立性に関する規定について、2028年7月1日まで適用日を延長することを決定した。ただし、これは一定の条件を満たす場合に限られる。

この期間は、バリューチェーン構成単位に適用可能な独立性規定の実施を促進するための猶予期間となり、特定された課題に対する実施の取組みや保証の実務の進展をIESBAが積極的にモニタリングすることが可能となる。



### PAに対する注記：

セクション5405のサブセクションAは、グループ監査に適用される基準を反映し、グループサステナビリティ保証業務の依頼人（保証作業が実施されるグループ構成単位を含む。）に適用される。サブセクションBは、グループSAEの目的で、バリューチェーン構成単位で実施される保証作業に適用される独立性の規定を定めている。

## 他の業務実施者の利用– セクション5406

ISSA5000などの保証基準では、SAPが、十分かつ適切に関与できない他の業務実施者（他の業務実施者）<sup>5</sup>の保証作業を利用しようとする可能性があることを認めている。

例えば：

- 依頼人が、特定のサステナビリティ情報に関して、他の業務実施者に依頼することを選択する。
- 他の業務実施者が既にバリューチェーンの構成単位で保証作業を完了している。



IESSAは、適用可能な保証基準に従ってSAPが他の業務実施者の保証作業を利用しようとする状況における独立性に関する規定を定めている。このような場合、IESSAのセクション5406は、SAPに対して、保証作業が実施された事業体又は構成単位に関して、他の業務実施者がIESSAの独立性に関する要求事項を満たしていることを確認することを求めている。

バリューチェーン構成単位と報告事業体の関係を認識し、SAPがバリューチェーン構成単位で実施された他の業務実施者の保証作業を利用しようとする場合、SAPは、その保証作業に関する他の業務実施者の独立性に関する表明をレビューすることによって、セクション5406の要求事項を満たすこともできる。



### PAに対する注記：

他の業務実施者の作業の利用は、サステナビリティ保証基準で確立された概念である。したがって、現行のIESBA倫理規程の監査業務に関する規定では、このような状況には対応していない。

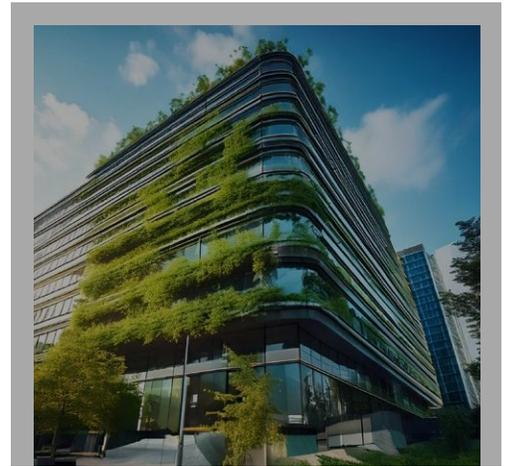
<sup>5</sup> 他の業務実施者は外部の専門家ではない。SAEの目的で外部の専門家の作業を利用することに関する倫理的な考慮事項については、IESSAのセクション5390及び基準の概要「[外部の専門家の作業の利用](#)」を参照

## 非保証業務(NAS)

IESBAは、サステナビリティ保証業務の依頼人に対してNASを提供することにより、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因が生じる可能性があると認識している。そのため、IESSAのIISは、ファームがサステナビリティ保証業務の依頼人にNASを提供しようとする状況に対応する要求事項と適用指針を定めている。IESSAのセクション5600では、保証業務の対象となるサステナビリティ情報に関連して、そのような業務に関する独立性を検討するための明確な要求事項を定め、サブセクションでは特定の種類のNASに関するガイダンスを含む詳細なガイダンスを提供している。

依頼人が社会的影響度の高い事業体（PIE）である場合、利害関係者は業務実施者の独立性についてより高い期待を有していることを踏まえ、セクション5600では、PIE及びPIEではない依頼人に対して拡張可能なアプローチを提供している。業務実施者がPIEの依頼人にNASを提供する場合、IESSAのIISでは次のように規定している。

- そのような業務の提供が自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性があるというリスクがある場合の一般的な禁止
- 禁止されていないNASを依頼人に提供する場合におけるガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションに関する要求事項及び指針



包括的な原則として、IESSAは、NASの提供を含め、SAPがいかなる方法でも経営者の責任を担うことを禁止している。

### NASの例

セクション5600のサブセクションでは、特定の種類のNAS（下記参照）を取り上げ、PIE及びPIEではない依頼人に提供してはならない禁止事項をいくつか定めている。

サステナビリティ・データ及び情報に関する業務

事務代行に関する業務

評価業務及び将来予測情報に関するアドバイザー業務

税務業務

内部監査に関する業務

情報システムに関する業務

訴訟支援に関する業務

法律業務

採用に関する業務

コーポレート・ファイナンスに関する業務

## 非保証業務(NAS)



### PAに対する注記：

IESSAは、NASが様々な業務実施者（小規模のSAPから大規模のプロフェッショナル・ファーム及びそのネットワークに至るまで）によって提供される可能性があることを認識しており、監査人によって提供される可能性のあるNASと同様の種類のNASを取り扱うとともに、次のようなサステナビリティに特有のものとして追加した業務に対応する規定を補足している：

- サステナビリティ・データ及び情報に関する業務
- 来予測情報に関するアドバイザリー業務



### PAではない者に対する注記：

IESSAは、ビジネスにおける実務の進展と新たな業務の開発を認識しており、禁止又は許容される業務の包括的なリストを提供することを目的としていない。業務実施者が、特定の要求事項や適用指針がないNASを提供しようとする場合には、概念的枠組み及びセクション5600の一般規定が適用される。このようなアプローチにより、IESSAは、長期にわたり、適切かつ目的に合ったものとなる。

## 監査業務とSAEを同一の依頼人に提供する業務実施者

IESBAは、事業体の財務情報とサステナビリティ情報との間の相互関連性を踏まえ、監査人が監査業務の依頼人のサステナビリティ情報について保証業務を提供することは、統合報告の最終的な目標を促進するものであるとして、その利点を認識している。IESBAは、監査人が監査とIESSAのIISの範囲のSAEの両方を提供する場合、基本原則の遵守及び独立性に対する阻害要因が生じるとは考えていない。したがって、IESSAは、同一の依頼人に対する両業務の提供を制限していない。



しかし、IESSAは、監査業務の依頼人のためにSAEを実施する監査人に関連する、次のような特定の独立性に関する事項を取り上げている。

- 監査及びSAEの双方に関与する個人における依頼人との長期関与（セクション5540）
- 監査とSAEの両方を提供している依頼人からの報酬の検討と開示（セクション5410）



サステナビリティ報告及び保証のページは[こちら](#)。





## IESBAについて

IESBAは、ビジネスや組織における倫理的行動及び世界中の組織、金融市場、経済の適切な機能とサステナビリティの基盤である財務情報及び非財務情報に対する社会的信頼の礎として、高品質の国際的な倫理基準（独立性を含む。）を設定している。

IESBAの詳細は[www.ethicsboard.org](http://www.ethicsboard.org)へ

国際会計士連盟は、知的財産権及びサービス・レベル契約を通じ、IESBAのコンテンツの翻訳又は複製に関する依頼を管理している。本文書又はその他の出版物の複製若しくは翻訳の許可、又は知的財産権に関する情報については、[「Permissions」](#)を参照するか、[「Permissions@ifac.org」](mailto:Permissions@ifac.org)まで連絡されたい。

IESBA®、国際倫理・監査財団™ (IFEATM) 及び国際会計士連盟® (IFAC®) は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

2025年1月に国際会計士連盟（IFAC）によって英語で公表された国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「基準の概要：サステナビリティ保証に関する国際倫理基準(IESSA)」は、2025年5月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て使用されている。IESBA倫理規程の翻訳プロセスは、IFACにより検討され、翻訳は「ポリシー・ステートメント - IFACの出版物の翻訳に関する方針」に従って実施されている。全てのIESBA倫理規程の文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Technical Overview: International Ethics Standards for Sustainability Assurance (IESSA)の英語文  
©2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「基準の概要：サステナビリティ保証に関する国際倫理基準(IESSA)」の日本語文©2025年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Technical Overview: International Ethics Standards for Sustainability Assurance (IESSA)  
ISBN：

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、[Permissions@ifac.org](mailto:Permissions@ifac.org)に連絡されたい。